

基本理念及び推進体制の見直しについて

第 5 回計画策定委員会（書面会議）において、基本理念及び推進体制の見直しについて、以下①・②のとおり委員の皆様にご意見を伺ったところ、全委員から「見直し後の案が良い」とのご意見をいただきましたので、修正を行います。

基本理念については、総論の基本理念のページ以外にも文言を引用している箇所が複数あるため、次回の第 7 回計画策定委員会にて、修正を行う箇所をお示しする予定です。

①基本理念の見直しについて（第 5 回計画策定委員会資料抜粋）

【第 2 回計画策定委員会で提示した案】

障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現



【見直し後の案（第 3 次計画と同様の文言）】

障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現

（見直し経緯）

- ・当初、事務局では第 3 次計画の基本理念をもとに、誰にでも分かりやすい表現にすることを念頭に案を作成し、第 2 回計画策定委員会で提示しました。
- ・第 2 回計画策定委員会では、複数の委員から「障害の有無によって分け隔てられることなく」や「共生社会」という言葉を入れることができないかというご意見があり、事務局において検討を行いました。
- ・船橋市障害者施策に関する計画の策定にあたって参考にしている国の障害者基本計画にもこれらの文言が記載されていることや、第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の後継計画として、基本理念を継続し、一貫した理念のもと、令和 8 年度までの今後 5 年間で各施策に取り組んでいく必要があることから、今回の見直しに至り、本資料にて見直し後の案を示させていただいております。

②推進体制の見直しについて（第5回計画策定委員会資料抜粋）

第4回計画策定委員会において、すでに事務局から説明させていただいておりますが、委員の皆様からいただいたご意見や「障害や障害のある人への理解」に関する調査の結果を踏まえ、以下のように推進体制の文章を見直します。
※見直し箇所：下表最終段落の下線部

【見直し後の案】

2 理解の促進、広報・啓発活動の推進

「障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害者基本法に定められた障害者週間記念事業の実施を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害福祉団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。また、障害のある人本人や支援者による活動を推進するため、障害福祉団体などが行う理解啓発活動に対し、市が積極的に支援を行います。